

# 業務委託仕様書

## 1 業務名称

未収金に係る債権回収等業務

## 2 委託業務の目的

専門性・ノウハウを有する事業者へ債権回収等の業務を委託することにより収納率の向上を図るもの。

## 3 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

## 4 対象債権（見込み）

### (1) 対象債権の名称

イ 債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項の規定に基づく特定金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付金の償還金
- ・高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例に基づく貸付金の償還金
- ・高等学校等育英奨学資金貸付条例に基づく奨学資金に係る償還金

ロ 特定金銭債権に該当しない債権（以下「非特定金銭債権」という。）

- ・社会福祉施設条例の一部を改正する条例施行前の社会福祉施設条例に基づく宮城県拓桃医療療育センターの使用料
- ・県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例に規定する家賃及び駐車場使用料（以下「家賃等」という。）

### (2) 対象債権の範囲

未収金となっている上記債権のうち、以下イの条件を満たす債権で、発注者が選定したもの。

なお、以下ロに該当する債権は除くものとし、委託契約後に該当することとなった場合も同様とする。

#### イ 対象債権の条件

家賃等については、県営住宅又は特定公共賃貸住宅を退去した者に限る

#### ロ 除外する債権

- ・訴訟等の法的措置を実施している債権
- ・破産・免責となった未払者に係る債権
- ・生活保護等の経済的な理由で返還を猶予している債権
- ・発注者が自ら債権回収を行うと判断した債権
- ・その他、委託することが適切でないと判断するもの

### (3) 対象債権の金額（委託見込み額）

別表1のとおり

## 5 業務内容

### (1) 特定金銭債権（４－（１）イ）に係る管理回収業務（催告業務及び収納業務）

- イ 対象債権の借受人、連帯借受人及び連帯保証人（以下「債務者等」という。）に対し、次の文書通知を行うこと。
- ・契約締結後速やかに債務者等に対し文書により受託通知を発送し、発注者から本業務を受託したことを周知すること。
  - ・債務者等に対し、催告書などを定期的に送付し、納付の催告を行うこと。
- ロ 債務者等に架電を行い、指定された債権を的確に回収すること。  
 なお、法的措置（支払督促・訴訟・強制執行等）は委託の対象外とする。
- ハ 必要に応じて債務者等を訪問すること。  
 なお、発注者の要請により債務者等を訪問する場合には、当該訪問に要する経費を別途協議すること。
- ニ 債務者等から時効の援用の申し出があった場合には、発注者にそのことを連絡し、適切に対応すること。
- ホ 債務者等から未収金を回収し、受注者が指定する口座へ振込ませること。  
 なお、この振込により生じる手数料は債務者等の負担とする。
- ヘ 弁護士又は弁護士法人においては、５（２）に規定する債権についても、上記イ、ロ及びハの内容が適用される。
- ト 上記ニは、５（２）に規定する債権についても共通の業務とする。

### (2) 非特定金銭債権（４－（１）ロ）に係る納付勧奨業務（入金案内業務及び収納業務）

- イ 対象債権の債務者等に対し、次の文書通知を行うこと。
- ・契約締結後速やかに債務者等に対し文書により受託通知を発送し、発注者から本業務を受託したことを周知すること。
  - ・債務者等に対し、入金案内に係る文書などを定期的に送付し、自主的納付を促すこと。
- ロ 債務者等に架電を行い、自主的納付を促すこと。
- ハ 債務者等から未収金を収納し、受注者が指定する口座へ納付させること。  
 なお、この納付により生じる手数料は債務者等の負担とする。
- ニ 納付相談により債務者等の状況を把握するとともに、分割の申出があった場合は、審査の上、次の範囲内で対応すること。

債 権 の 名 称	社会福祉施設条例の一部を改正する条例施行前の社会福祉施設条例に基づく宮城県拓桃医療療育センターの使用料	県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例に規定する家賃等
分 割 の 可 否	可	可
分 割 金 額	5,000円以上（債務者等の経済的理由等により、申出金額が5,000円を下回る場合、1,000円までは可とする）	5,000円以上（債務者等の経済的理由等により、申出金額が5,000円を下回る場合、1,000円までは可とする）
分 割 回 数	60回以内（残金を勘案し、120回までは可とする）	60回以内（残金を勘案し、120回までは可とする）
初回返済猶予期間	90日以内	90日以内
入 金 希 望 日	早急に	早急に
隔 月 入 金	可	可

(3) 入金口座及び保管口座

イ 受注者は、振込により債務者等から未収金の支払いを受けるときは、本業務専用の決済用預金口座で受けなければならない。また、債務者等から現金書留郵便等による送金または現金の受領があった場合は、本業務専用の決済用預金口座に速やかに入金しなければならない。

ロ 受注者は、未収金を発注者に払い込むまでの間、本業務専用の決済用預金口座において、確実かつ安全に保管しなければならない。

(4) 回収又は収納（以下「回収等」という。）した未収金の払込業務

イ 回収等した未収金は、月締めにて、発注者が指定する方法により翌月25日までに納付すること。その際の手数料は受注者負担とする。

ロ 2月中に回収等した未収金は3月16日までに振り込むこと。

ハ 契約期間終了後に回収等した未収金の取扱いは、別途協議の上決定する。

ニ 県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例に規定する家賃等の収納金の受渡し方法は、別途定める。

(5) 特定金銭債権（4－（1）イ）に係る債務者状況確認業務

イ 居所不明者調査

業務受託後に債務者等の住所変更等が判明した場合、必要に応じて居所の調査を行い、発注者に報告すること。

なお、当該調査に要する経費は別途協議すること。

ロ 相続関連調査

業務受託後に債務者等の死亡が判明し、相続人の確認を行う必要が生じた場合、発注者の要請により相続人の確認を行い報告すること。

なお、当該調査に要する経費は別途協議すること。

(6) 発注者への報告業務

イ 定期報告

翌月第5営業日までに、前月末までの月次精算書及び精算書明細を提出すること。

ロ 随時報告

債務者等とのトラブルや苦情、新たに知り得た情報等は、随時報告すること。特に、債務者等の破産開始手続、民事再生手続等の申立や時効の援用の申し出があった場合、又は死亡その他重大な変化があった場合は、速やかに発注者へ報告すること。

ハ 最終報告

契約に関わる業務終了時に、債務者等の居所・経済状況等の現地状況確認、催告及び分割納付等の内容の詳細について文書で報告すること。

(7) その他業務

イ 債務者等からの問合せ、苦情、トラブル等の対応

ロ 債務者等の個人情報の管理

## 6 発注者が受注者に提供する情報

- (1) 債務者等の基本情報  
氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所、電話番号、未収債権名称及び未収金額
- (2) その他、業務を行う上で必要となる情報

## 7 業務体制

- (1) 受注者は、本業務を円滑かつ確実に履行できる業務体制を組織し、業務を遂行する上で、必要な経験、知見及び資格等を有した人員を配置するものとする。
- (2) 受注者は、発注者と情報提供等の連携を図るとともに、必要に応じて助言・提案を行うなど、双方が協力して未収金の縮減に取り組む体制を構築するものとする。
- (3) 受注者は、本業務に使用する帳票等を紛失・汚損等の事故が生じないように、適切に管理するものとする。  
また、本業務の帳票等は、会計年度別に編綴し、5年間保管するものとする。

## 8 届出

受注者は、次に掲げる事項を発注者に届けなければならない。また、変更が生じたときも同様とする。

- (1) 受注者の本社及び管轄部署の電話番号
- (2) 本業務の担当者（氏名、役職等）
- (3) その他、発注者が必要と認める事項

## 9 業務委託料の支払い

- (1) 業務委託料は成功報酬制を採用し、受注者が回収した金額に(2)に定める成功報酬率を乗じ、1円未満の端数があるときは切り捨てて、消費税及び地方消費税額を加えた金額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を支払うこととする。
- (2) 成功報酬率は、原則として企画提案審査の際に提示された率を採用する。
- (3) 発注者は、業務委託料について、4期に分けて受注者からの請求により支払うものとする。第1期は3月回収分から5月回収分まで、第2期は6月回収分から8月回収分まで、第3期は9月回収分から11月回収分まで、第4期は12月回収分から2月回収分までとする。
- (4) 受注者は、令和4年4月1日付けで契約した債権回収等の業務により令和7年3月に回収した滞納債権がある場合は、その委託料について、前項で定める第1期と併せて発注者に支払を請求するものとする。

## 10 対象債権の追加、修正及び中止

- (1) 発注者は、受注者の了承を得た上で、本業務の対象債権を追加できるものとする。
- (2) 発注者は、受注者へ提供した情報と異なる事実が発覚した場合、速やかに受注者に報告するものとする。
- (3) 受注者は、発注者から委託の中止の申し出があった場合、これに応じるものとする。
- (4) 受注者は、対象債権について回収不能又は反社会的勢力に該当するものであることが判明した場合、速やかに発注者に報告するものとする。
- (5) 発注者及び受注者は、(1)から(4)までの事実が発生した場合、債権数及び債権金額を相互に確認するものとする。

## 11 契約終了後の措置

- (1) 受注者は、契約が終了した時は、保管している金額を発注者に報告し、当該金額を発注者の指定する金融機関の口座に払い込むものとする。
- (2) 委託期間終了日をもって、分納履行中の債権を含めた全債権を発注者に引き継ぐこと。
- (3) 本業務における債務者等との交渉等経過記録及び債務者等から知り得た情報は、次期受注者の業務に活用するため、全て発注者に無償で提供するとともに、経過記録及び情報に関する問い合わせに対し、契約期間終了後においても誠実に対応すること。
- (4) 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

## 12 遵守事項及び留意事項

- (1) 受注者は、債権管理回収業に関する特別措置法、弁護士法、県条例等を遵守すること。
- (2) 受注者は、個人情報の取扱いについて、別記1個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (3) 受注者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者双方協議の上、定めるものとする。